

暮らしの中には危険がいっぱいです!

若者をターゲットにした悪質な商法や契約トラブルが増えています。インターネットや携帯電話を利用した不正請求やマルチ商法、デート商法など、その方法もさまざまに巧妙になっています。被害にあわないために、トラブル前の対処を心掛けましょう。また、おかしいと思ったら、すぐに消費生活相談窓口にご相談ください。

こんな時はまず相談!!
消費者ホットライン 0570(064)370
 お住まいの市町村の消費生活相談窓口をご案内します

ワンクリックに潜む罠! 出会い系サイトに気をつけて! うまい話にはウラがある! 甘い誘惑にだまされないで!

ゲームサイトを見ていたところ、アダルトサイトに接続された。年齢認証をクリックすると、請求画面が現れた。パソコンを起動するたびに、請求画面が表示され消去できない…。

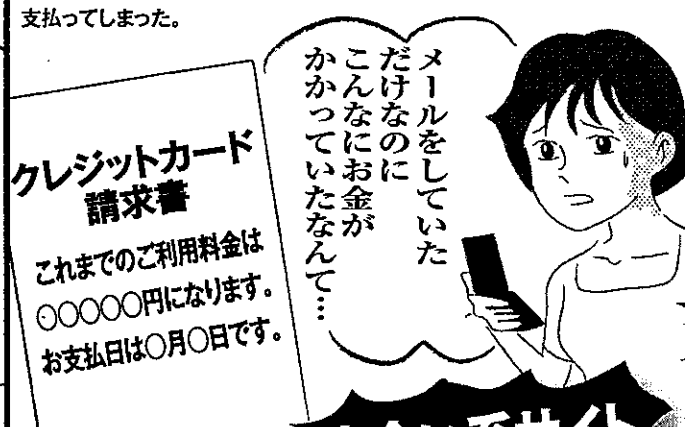


不正請求

トラブル対処法
 申し込み内容の確認画面がなかった場合は、その契約は無効なので、請求に応じる必要はありません。
 請求画面が消えない場合は、「システムの復元」または「パソコンの初期化」を行う必要があります。
 詳しくは独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のホームページを参照してください。
<http://www.ipa.go.jp/>
 [情報セキュリティ]→[ワンクリック不正請求に関する注意喚起]

被害にあわないために
 不審なサイトに年齢確認や利用規約の同意を求めるボタンがある場合、すぐに「はい」のボタンをクリックしない。

出会い系サイトに登録したところ、異性からメールがたくさん届いた。メールのやりとりをしていると次々と費用を請求され、クレジットカード決済やコンビニ決済(コンビニで購入した電子マネーでの決済)で高額な料金を支払ってしまった。



出会い系サイト

トラブル対処法
 クレジットカード決済やコンビニ決済をした場合、簡単に返金を求めることはできません。相手方や事業者に誘導されて高額なお金を支払った場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

被害にあわないために
 出会い系サイトは「見ない」「書き込まない」「会わない」
 不審なサイトで安易にクレジットカード番号を入力したり、コンビニ決済をしない。

知人から「人を紹介すると絶対もうかる」とすすめられ、健康食品を購入した。友人に買ってもらうとしたが、思うように勧誘できない。在庫はたくさん残っているのに、支払い総額は25万円。販売業者に「解約したい」と連絡したら断られた…。



マルチ商法

トラブル対処法
 マルチ商法では、20日間のクーリング・オフ制度が適用されます。さらに、中途解約権と購入商品の返品ルールも規定されています。
 マルチ商法自体は違法ではありませんが、法律で規制されています。また、次々と人を紹介しないと収入が得られないようになっているため、人間関係を壊してしまうなどのトラブルが多いことが特徴です。

被害にあわないために
 簡単にもうかる「うまい話」は無視する。
 長期にわたる契約は慎重に。

携帯電話に間違い電話がかかってきた。それがきっかけでやりとりをしているうちに意気投合し、相手の男性と会うことになった。何度かデートしたあと、彼の友人が勤める宝石店に遊びに行こうと誘われ、友人がデザインした指輪をすすめられた。断りきれずに購入してしまったが高額だし、必要がないので解約したいんだけど…。



デート商法

トラブル対処法
 事業者は出会い系サイトや間違い電話・メールなどで偶然を装って出会いのきっかけをつくり、販売目的を隠して近づいてきます。今回のような場合は、8日間のクーリング・オフ制度が定められています。
 ※クレジット契約を利用している場合はクレジット会社と販売会社の両方に、同時に契約解除通知書を出す必要があります。

被害にあわないために
 知らない異性からの電話やメールによる誘いには、安易に応じない!
 安易に個人情報を提供しない!

クーリング・オフ制度

マルチ商法やデート商法などで、いったん契約した場合でも一定期間であれば消費者が無条件で契約の解除ができる制度です。クーリング・オフをすると、契約ははじめからなかったことになり、受け取った商品の返還も事業者の負担で行われ、支払ったお金は返金されます。クーリング・オフは、電話ではなく必ず書面で! 解約の理由は不要です。

はがきを出そう!
 はがきに必要事項を書き、両面のコピーを取って、郵便局の窓口で「特定記録郵便」や「簡易書留」で出します。証拠として、契約書と郵便局の受領書、はがきのコピーを保管しておきましょう。

クーリング・オフができる期間
 訪問販売・デート商法など 8日間*
 マルチ商法など 20日間*
*期間には契約書などを受け取った日を含める。期間内に契約解除通知書を発信すれば到達は期間後でも有効。

クーリング・オフができない場合
 ●3,000円未満の商品・サービスの代金を現金で支払った。
 ●化粧品や健康食品など消耗品を使用した。 など

注意
 インターネットショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。先に返品できるかどうか確認してから購入しましょう。

契約解除通知書

①申込日(または契約日) ○○年○月○日
 ②商品名(またはサービス名) ○○○○○○
 ③金額 ○○○○円
 ④販売店 ○○○○
 ⑤販売員氏名 ○○○○○○
 上記日付の申し込みを撤回(または契約を解除)します。
 (※預かっている商品を早急にお引き取りください)
 (※既払金○○○○○円は至急返金してください)
 ○○年○月○日
 住所 ○○○○○○
 氏名 ○○○○○○

クーリング・オフ制度って...

「生活情報ぷらざ」で相談してみたら?



生活情報ぷらざ(大阪府消費生活センター)

消費生活や商品・サービスのトラブルに関することに、専門の相談員がお答えします。

相談
 消費生活の「困った」「どうしよう」について相談にのり、解決のためのアドバイスをいたします。

電話で! 消費生活相談 (月~金 9:00~17:00)
窓口で! 06(6945)0999
 生活情報ぷらざの相談員がお答えします。

メールで! メールでのご相談は、下記HPから
<http://kanshokyo.jp/mail/>

情報提供
 消費生活に役立つ情報を提供しています。

HPで! 消費生活事典
 大阪府消費生活センターサイト
<http://www.pref.osaka.jp/shouhi/shokai.html>

情報誌で! 暮らしと 消費生活に関する情報誌
 市町村の消費生活相談窓口、府各種窓口、図書館などで配布中

啓発
 被害にあわないために、講座の開催や出前講座を実施。トラブル事例や対処法を紹介しています。

商品テスト
 皆さんからの相談・苦情に基づいて商品のテストを行っています。

利用時間 9:00~17:45(土・日・祝・年末年始は休み)
場所 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル1F(地下鉄「天満橋」)
 国府消費生活センター ☎06(6945)0711

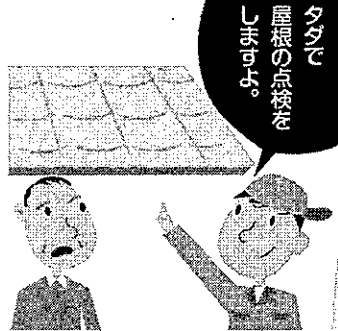
高齢者の皆さん! 気をつけよう消費者トラブル

ご家族・ご近所の皆さん 見守りをお願いします!

ドアを開けたら...

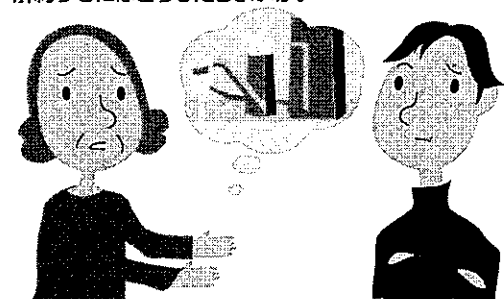
点検商法

「すぐに工事しない屋根瓦が崩れ落ちるとせかされて契約書にサインした。しかし契約金額が高額であったため翌日断ったが、「もう工事を止めることはできない」と言われた。



訪問販売

一人暮らしの母の家に高額な浄水器を取り付けられた。解約するにはどうしたらよいか。



新聞の購読契約

しつこく勧誘され、いらなくなればやめればよいと思いついて契約した。受け取った契約書を見ると購読期間が3年になっている。

電話をといたら...

投資トラブル

「イラクの通貨(イラクディナール)を買えば絶対にもうかる」と言われ500万円振り込んだ。「追加のお金を振り込めばもっともうかる」と言われたが、もうお金がない。

未公開株をめぐるトラブル

この未公開株を購入すれば、値上がり間違いなし! わが社が8倍の値段で買い取らせてもらいます。



老後の蓄えを増やせるかな...

すぐに上場すると言われたが、いまだに上場されない。どうしたらよいか。

周りの方の「ひと声」も大切です! 被害にあわないための

あ い う え お

え んりよく 周りに相談

あ あけない 出ない 「帰ってください」ははっきりと

訪問販売には、すぐに扉を開けない。よく確かめて



い いりません 相手にしないで 電話を切る

電話勧誘販売には、あいまいな返事をしないで「いりません」とはっきりと



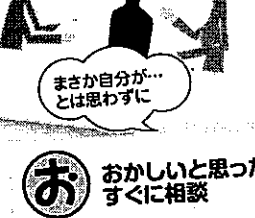
う うまい話は要注意

「今ならお買い得」「安くします」「もうかる」には注意して



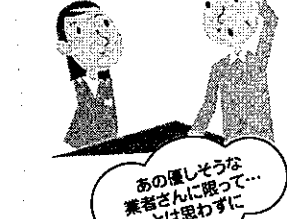
え えんりよく 周りに相談

高額な買い物は一人で決めないで家族や信頼できる知人などに相談しましょう



お おかしいと思ったら すぐに相談

お住まいの市町村の消費生活相談窓口へ



「悪質商法防止(訪問販売お断り)」ステッカーを貼りましょう!

訪問者から見える場所に貼りましょう。「契約を締結しない」という意思を表すことになります。



ステッカーに関するお問い合わせは府消費生活センターへ

ご家族・ご近所で見守って! 高齢者の消費者トラブルの特徴

被害にあっていることに気が付かない
被害にあっても相談しない
一見、優しい人が世間話などをして高齢者に近づきます。親しくなった販売員を買って契約する場合も多く、自分がだまされているとは気が付かないのが特徴です。
もしかしたら...と思っても、恥ずかしい、家族に怒られる、だまされた自分が悪いと思いつても相談しない場合があります。
おかしいと思ったら、声をかけ 相談にのってください

大阪府では5人に1人が65歳以上の高齢者です。生活情報ふらざ(大阪府消費生活センター)でも高齢者からの相談が増えています。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、高齢者ご本人の気付きだけでなく、周りの方の見守りが何より大切です。

おかしいな、困ったなと思ったら 1人で悩まず相談しましょう
消費者ホットライン 0570(064)370
お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します

趣味に付け込む商法

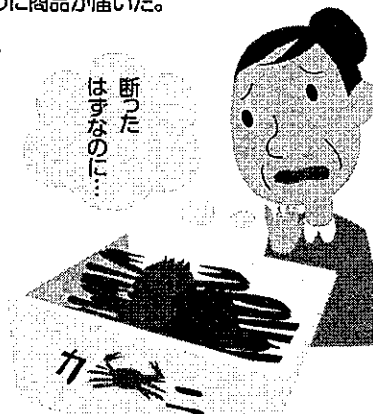
「自作の短歌や俳句を新聞に掲載しないか」という電話があり、無料と思って承諾したところ、広告掲載料を請求された。

インターネット接続サービスの電話勧誘

数日前、電話で勧誘されプロバイダ契約を結んだが、他社と比べると高いので解約したい。

カニの送り付け商法

「カニはいりませんか」と電話があり、断ったのに商品が届いた。



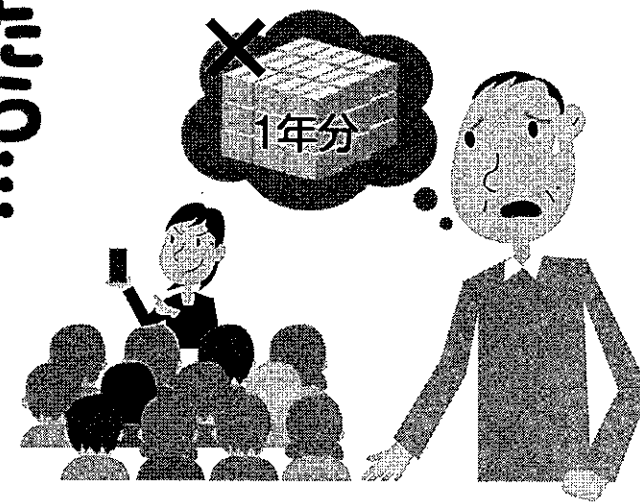
まちに出たら...

健康器具をめぐるトラブル

折り込み広告を見て仮店舗のようなところへ出向いた。装着するだけで血液がサラサラになるというプレスレットを25万円で購入し着用したが、効果が実感できないので解約したい。

SF商法(催眠商法)

近所の特設会場で開かれている「健康のための説明会」に行くと、これまでは展示されていない健康食品の販売が行われていた。1年分を購入したが、かかりつけの医師に相談すると、健康食品を摂取するのを反対された。解約できるだろうか。



しまった! 解約したいと思ったら...クーリング・オフ!

(はがきの書き方)

契約解除通知書

①申込日(または契約日) ○○年○月○日
②商品名(またはサービス名) ○○○○○○
③金額 ○○○○○円
④販売店 ○○○○
⑤販売員氏名 ○○○○○○
上記日付の申し込みを撤回(または契約を解除)します。
(※預かっている商品を早急に引き取りください)
(※既払金○○○○○円は至急返金してください)
○○年○月○日
住所 ○○○○○○
氏名 ○○○○

〈クーリング・オフ制度とは〉

- クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した場合に一定期間(訪問販売ならば8日間)は無条件で契約を解除できる制度です。解除理由は不要です。
※訪問販売でリフォームの契約をした場合など、工事が終わっていても契約書面を受け取ってから8日以内であれば契約を解除できます。
- クーリング・オフをすると、契約ははじめからなかったことになり、受け取っている商品の返還も事業者の負担で行われます。すでにサービスを受けていた場合でも対価を支払う必要はありません。

〈クーリング・オフする場合の注意点〉

- 必ず書面で通知しましょう。
- クレジット契約をした場合は、販売会社とクレジット会社の両方に通知しましょう。
- 証拠が残るように「簡易書留」か「特定記録郵便」で送りましょう。
- はがきは両面のコピーをとり、郵便局発行の受領書と一緒に保管しておきましょう。
※クーリング・オフできないケースもあります。詳しくは消費生活相談窓口へ

生活情報ふらざ(大阪府消費生活センター)
消費生活の「困った」「どうしよう」について専門の相談員が、解決のためのアドバイスをいたします。

窓口で 消費生活相談 (月～金 9:00～17:00)

電話で TEL 06(6945)0999

メールで http://kanshokyo.jp/mail/

くらしの知っ得! 講演会

■「成功する力 幸せになる力」
～消費行動に関する思考術などを解説～
日時:10月22日(金) 18:30～20:00
場所:OMMビル(地下鉄・京阪「天満橋」)
回(財)関西消費者協会
☎06(6945)1100 http://kanshokyo.jp

くらしの体験講座

■フェルト工芸「ふわふわ羊毛の不思議」
日時:11月27日(土) 13:00～15:00
■「年末はみんなでラクラク大掃除」
日時:12月4日(土) 13:00～15:00
場所:大阪市消費生活センター実習室(ニューラム「トレードセンター前」)
対象:府内小学4年生以上
回(財)関西消費者協会
☎06(6613)1030 http://kanshokyo.jp
府消費生活センター ☎06(6945)0711 http://www.pref.osaka.jp/shouhi/shokai.html